



発行所 滋賀県行政書士会  
 発行人 盛武 隆  
 編集人 山添 稲子  
 大津市京町三丁目4-22 (滋賀会館3階)  
 発行日 (月刊)  
 平成19年4月10日



守山的美崎公園から残雪の比良山頂を臨む (大津支部 坂本 輝亮)

## 新しい第一歩を踏み出すには

滋賀県行政書士会 会長 盛武 隆

司法制度改革は、行政書士が「司法の一翼を担う」ため能力担保措置やADRへの組織的取り組みを着実に進めることを求めている。滋賀会も市民のさまざまなニーズに的確に対応出来る人材育成のため研修事業に力を注いできた。

他方、日行連の会報には法令等に違反した単位会の会員処分情報が毎号掲載されている。滋賀会でも会員の会則違反問題、非行政書士の排除問題等への対応が大きな責務となった。

今「行政書士の職務倫理」が大きく問われている。行政書士だけに止まらず職務上請求書の不正請求及び知り得た個人情報の不適正な利用は人権侵害に発展し、大きな社会問題となり、振り込め詐欺等の個人情報の悪用と重なって「戸籍法の改正」に進展した。

滋賀会に対しても「行政書士戸籍不法入手横流し事件 滋賀県調査委員会」等から「人権問題に関する会員の学習指導」、「職務上請求書の不正使用防止措置」、「行政書士の職務倫理の向上」等への取り組みと対応が強く求められた。これについては、組織対応として「職務倫理委員会」を設置し、倫理規程や会員に対する職務上請求書の交付に関する厳格な取扱規程等を定め、交付冊数の制限や会員の取扱責任を明確にした。加えて職務上請求書に有効期限を設け紛失等による第三者使用の防止を図った。

会員に対しては人権意識の向上を図るため、研修会・講習会等を含め、会員が集まるあらゆる機会を捉えて指導を続けてきた。また会報「行政書士しが」には毎号欠かさず啓発標語を掲載して人権問題への注意と学習を喚起している。さらに短期間に大量使用された事案に対しては、綱紀委員会等を開催し適正使用の確認を行うと共に、事件簿等の管理不十分な問題に関して会則上の処分を行った。これに関しては滋賀県も当該行政書士事務所への立ち入り検査を行うとともに、滋賀会に対しても「職務上請求書の適正使用に関する会員の指導」に関して強い指導要請を受けたため、その履行を現在も継続しているところとなっている。

特に近畿地方協議会に所属する大阪会・兵庫会での問題発生であることに鑑み、近畿地方協議会会長の当番となった機会を捉え、近畿地方協議会に倫理委員会を設置し、近畿六単位会の共通の人権問題として認識を強め、様々な角度からの検討を引き続き行っているところである。

行政書士制度構築のあり方について考えるとき、行政書士が県民からのあらゆる相談に応じ、民間における様々なトラブル等に対処し解決して行く上で、職務上請求書

の必要な事態は多く発生する。行政書士会に対する裁判外紛争解決機関の設置に関する社会的要請に対しては、法制審議会の住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会報告が、『「弁護士、行政書士等による職務上の請求」については、現在は、原則として、請求事由を明らかにしなくてもよい(法12条3項ただし書、住民票省令3条2号・3号)が、今後は、第三者請求として取り扱うこととなり、利用の目的を明らかにする必要がある。その際、受任事件の依頼者について「ウ第三者請求」に掲げるいずれかの必要等がある場合には、利用の目的として、その具体的事由及び依頼者の氏名を明らかにして交付請求する必要がある。ただし、紛争解決手続の代理業務を遂行するために必要がある場合には、事柄の性質上、利用の目的として依頼者の氏名などを具体的に明らかにすることが困難であることから、法制審議会戸籍法部会における検討内容と同様に、利用の目的として、弁護士等が代理する紛争解決手続の別、紛争の種類及び住民票の写し等を何に使用するかを明らかにすれば足りると考えられる。』としており、自民党司法制度調査会でも議論されているように紛争解決手続を行う者とそうでない者とを区別した。

この論点を踏まえ、行政書士が「司法の一翼を担う」制度として機能していくには、既に他士業に見られる制度的措置としての裁判外紛争解決機関の設置とそれを担う行政書士の能力認定措置が求められている。この対策の遅れが、法制審議会で議論され、職務上請求書の取り扱いに関する措置に影響したと考えられる。

日行連では平成19年度事業として、裁判外紛争解決機関設置を掲げ、そのための単位会の会則改正を行うよう求めている。また人材育成策として日行連中央研修所の設置が予定されているが、能力認定と司法への参入に関する制度改革問題が解決されていない。滋賀会としては研修会を開催し実施者の養成を図ってきた。すでに「無料相談所」や「暮らしの相談」を実施し、「法テラス」と協力しているがこれらの人材との調整を図りつつ、「行政書士ADRセンター滋賀」の名称で裁判外紛争解決機関を立ち上げる予定としている。

行政書士制度を振り返ってみるにつけ、「人権意識」「職務倫理」「職務上請求書」「能力担保」は行政書士が国民の権利義務を擁護するとともに、裁判外紛争を解決し、「司法の一翼を担う」行政書士制度構築へと前進するための重要な施策であることは行政書士共通の認識であろうと考えている。